

# 特別養護老人ホームほどの 利用料金一覧

令和2年10月1日より

(多床室)

負担限度額区分	施設サービス費 I (1日)	サービス提供体制強化加算 (I)イ (1日)	夜勤職員配置加算 (I)イ (1日)	合計 〔介護保険一部負担金〕 (1日)	居住費	食費	合計	合計 (30日)	
					(1日)	(1日)	(1日)	(一ヶ月)	
要介護1	第1段階	559	18	22	599	0	300	899	26,970
	第2段階					370	390	1,359	40,770
	第3段階					370	650	1,619	48,570
	第4段階					855	1,392	2,846	85,380
要介護2	第1段階	627	18	22	667	0	300	967	29,010
	第2段階					370	390	1,427	42,810
	第3段階					370	650	1,687	50,610
	第4段階					855	1,392	2,914	87,420
要介護3	第1段階	697	18	22	737	0	300	1,037	31,110
	第2段階					370	390	1,497	44,910
	第3段階					370	650	1,757	52,710
	第4段階					855	1,392	2,984	89,520
要介護4	第1段階	765	18	22	805	0	300	1,105	33,150
	第2段階					370	390	1,565	46,950
	第3段階					370	650	1,825	54,750
	第4段階					855	1,392	3,052	91,560
要介護5	第1段階	832	18	22	872	0	300	1,172	35,160
	第2段階					370	390	1,632	48,960
	第3段階					370	650	1,892	56,760
	第4段階					855	1,392	3,119	93,570

※ただし、上記費用は入所日及び退所日を1日として計算します。

## ◆その他の加算◆

◎介護職員処遇改善加算 (I) ・ ・ ・ ・ 総単位数 (1ヶ月の合計単位数) に、**8.3%** が加算されます。

要介護5 の場合：  $872 \text{ 単位} \times 30 \text{ 日 (利用日数)} \times 8.3\% = 2,171 \text{ 円/月}$  (単数は四捨五入)

◎介護職員等特定処遇改善加算 (I) ・ ・ ・ ・ 総単位数 (1ヶ月の合計単位数) に、**2.7%** が加算されます。

要介護5 の場合：  $872 \text{ 単位} \times 30 \text{ 日 (利用日数)} \times 2.7\% = 706 \text{ 円/月}$  (単数は四捨五入)

負担限度額区分表	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階
	・世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金受給者・生活保護の受給者などかつ、預貯金などが単身で1,000万円(夫婦で2,000万円)以下	・世帯全員(世帯分離をしている配偶者を含む)が市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額と非課税年金収入額の合計が年間80万円以下のかたかつ、預貯金などが単身で1,000万円(夫婦で2,000万円)以下	・世帯全員が市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超えるかたかつ、預貯金などが単身で1,000万円(夫婦で2,000万円)以下	・上記(第1～3段階)以外の方

# 特別養護老人ホームほどの 利用料金一覧

令和2年10月1日より

第4段階対象者用

負担限度額区分	施設サービス費 I	サービス提供体制強化加算 (I)イ	夜勤職員配置加算 (I)イ	合計 介護保険 一部負担金	居住費	食費	合計	合計 (30日)	
	(1日)	(1日)	(1日)	(1日)	(1日)	(1日)	(1日)	(一ヶ月)	
要介護1	1割負担	559	18	22	599	855	1,392	2,846	85,380
	2割負担	1,118	36	44	1,198	855	1,392	3,445	103,350
	3割負担	1,677	54	66	1,797	855	1,392	4,044	121,320
要介護2	1割負担	627	18	22	667	855	1,392	2,914	87,420
	2割負担	1,254	36	44	1,334	855	1,392	3,581	107,430
	3割負担	1,881	54	66	2,001	855	1,392	4,248	127,440
要介護3	1割負担	697	18	22	737	855	1,392	2,984	89,520
	2割負担	1,394	36	44	1,474	855	1,392	3,721	111,630
	3割負担	2,091	54	66	2,211	855	1,392	4,458	133,740
要介護4	1割負担	765	18	22	805	855	1,392	3,052	91,560
	2割負担	1,530	36	44	1,610	855	1,392	3,857	115,710
	3割負担	2,295	54	66	2,415	855	1,392	4,662	139,860
要介護5	1割負担	832	18	22	872	855	1,392	3,119	93,570
	2割負担	1,664	36	44	1,744	855	1,392	3,991	119,730
	3割負担	2,496	54	66	2,616	855	1,392	4,863	145,890

※ただし、上記費用は入所日及び退所日を1日として計算します。

※上記料金はあくまで目安ですので、利用日数等によって差額が生じることがあります。

詳細はお問い合わせ下さい。

## ◆その他の加算◆

◎介護職員処遇改善加算 (I)・・・総単位数(1ヶ月の合計単位数)に、**8.3%**が加算されます。

要介護5 の場合： $872 \text{ 単位} \times 30 \text{ 日 (利用日数)} \times 8.3\% = 2,171 \text{ 円/月}$  (単数は四捨五入)

◎介護職員等特定処遇改善加算 (I)・・・総単位数(1ヶ月の合計単位数)に、**2.7%**が加算されます。

要介護5 の場合： $872 \text{ 単位} \times 30 \text{ 日 (利用日数)} \times 2.7\% = 706 \text{ 円/月}$  (単数は四捨五入)

負担限度額区分表	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階
	・世帯全員が市民税非課税で、高齢福祉年金受給者・生活保護の受給者などかつ、預貯金などが単身で1,000万円(夫婦で2,000万円)以下	・世帯全員(世帯分離をしている配偶者を含む)が市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額と非課税年金収入額の合計が年間80万円以下のかたかつ、預貯金などが単身で1,000万円(夫婦で2,000万円)以下	・世帯全員が市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超えるかたかつ、預貯金などが単身で1,000万円(夫婦で2,000万円)以下	・上記(第1～3段階)以外の方